

食品中残留農薬 分析法検討状況 厚生省



厚生労働省は平成 17 年 6 月 27 日に、ポジティブリスト制の対象となる農薬分析法の 16 年度までの検討状況を公表しました。

残留農薬については 17 年 6 月現在で 246 農薬と 31 の動物用医薬品に対し、食品中残留基準と分析法が定められており、また複数の農薬を分析する一斉分析法としては、9 年 4 月 8 日付けの通知「残留農薬迅速分析法の利用について」(平成 9 年衛化第 43 号)が示されているところです。

ただし、ポジティブリスト制度を施行するにあたっては、従来のもとは別に、17 年 6 月 3 日に 715 の農薬・動物用医薬品・飼料添加物の食品中の残留基準を提案した最終案が公表され意見募集が行われているほか、これらの物質の分析法について、厚生省の国立医薬品食品衛生研究所を中心に 17 年度までの計画で検討が進められています。

15 年度は(1)ガスクロマトグラフ・質量分析計(GC/MS)による農産物中残留農薬一斉分析法や、(2)GC/MS による畜水産物中残留農薬一斉分析法が検討され、それぞれ 90 農薬、60 農薬に、これらの分析法が適用可能であることが明らかにされたほか、(3)高速液体クロマトグラフ(HPLC)が適用可能な動物用医薬品が約 80 あることも判明しました。

また、16 年度は、(4)約 130 農薬への GC/MS による農産物中残留農薬一斉分析法の適用、(5)GC/MS による畜水産物中残留農薬一斉分析法の畜水産物試料の適用範囲拡大、対象農薬拡大、(6)約 80 農薬についての液体クロマトグラフ・質量分析計(LC/MS)による一斉分析法の開発、(7)HPLC による動物用医薬品一斉分析、一斉分析が適用困難な動物用医薬品に対する個別またはグループ分析法の検討が行われました。

16年度検討対象農薬で分析法が適用できることが判明した農薬数は改めて公表の予定です。動物用医薬品については約 120 項目で開発した分析法の適用が可能であったとされています。なお厚生労働省医薬食品局安全部基準審査課(電子メール:nalysis2@mhlw.go.jp、FAX:03-3501-4868)ではこれらの内容についての意見や質問を FAX と電子メールで受け付けています。

当社では、残留農薬分析の受入れ体制を準備中です。残留農薬分析に関する情報等については随時提供いたします。お気軽にお問い合わせください。

資料:2005 年 6 月 27 日付 EIC ネット

技術開発箇所 豎山由美

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

